

魚津市告示第38号

魚津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市スマート農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、スマート農業（農作業の省力化を図るためのドローン（以下「農業用ドローン」という。）を活用した農業をいう。）の推進に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、納期限の到来した市税等を完納している者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

(2) 認定就農者 法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(3) 中心経営体 人・農地問題加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に定める人・農地プランに掲載されている者をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条の補助対象者（補助対象者が法人又は団体の場合はその構成員。）が、国土交通省航空局のホームページに掲載されている無人航空機の講習団体及び管理団体を実施する農業用ドローンの操作技術及び安全な飛行に関する知識を修得するための講習の受講（以下「補助事業」という。）に要する経費とし、1経営体当たり3名以内

とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1人当たり10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市スマート農業推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 完納証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市スマート農業推進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号に掲げる軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業計画書の講習名、講習団体、講習日、講習場所、受講者名を変更すること。

(2) 事業費の20%以上の変更をすること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市スマート農業推進

事業費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 認定資格を証する書類
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金額を確定し、魚津市スマート農業推進事業費補助金額の確定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住所

氏名

魚津市スマート農業推進事業費補助金交付申請書

年度において、魚津市スマート農業推進事業を実施したいので、魚津市スマート農業推進事業費補助金 円を交付されるよう魚津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（別紙 1）
- 2 収支予算書（別紙 2）
- 3 完納証明書

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

講習名	
講習団体	
講習日	年 月 日 ～ 年 月 日
講習場所	
受講者名	
事業費 (受講料)	

※添付書類

- ・講習要綱（講習名、講習団体、講習日、講習場所、受講料がわかるもの）

3 ドローンの使用、営農計画

ドローンのメーカー、機種名	
使用する場所	魚津市 地内
使用目的	
ドローンを使用する作物と面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ : a ・ : a ・ : a

4 事業完了予定年月日 年 月 日

(別紙2)

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考
自己資金		
補助金		
計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
受講料		
計		

様式第2号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市スマート農業推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市スマート農業推進事業費補助金
について、魚津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第7条の規定によ
り、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。（交付しません。）
（交付しない場合その理由）

2 交付決定額 金 円

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住所

氏名

魚津市スマート農業推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった魚津市スマート農業推進事業費補助金について、魚津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書（別紙 1）
- 2 収支決算書（別紙 2）
- 3 認定資格を証する書類
- 4 補助対象経費の支払を証する書類

事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

講習名	
講習団体	
講習日	年 月 日 ~ 年 月 日
講習場所	
受講者名	
事業費 (受講料)	

3 事業完了年月日 年 月 日

(別紙2)

収支決算書

1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考
自己資金		
補助金		
計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
受講料		
計		

様式第4号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市スマート農業推進事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市スマート農業推進事業費補助金については、魚津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長